

1 競争入札に付する事項

- (1) 品名：うるち精米ほか101件
- (2) 規格等：品目等内訳書のとおり
- (3) 納地：陸上自衛隊川内駐屯地
- (4) 納入期間：令和6年4月1日（月）～令和6年4月30日（火）

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」A、B、C、D等級を有する者。競争参加資格（全省庁統一資格）を申請中の場合は申請中の旨を入札時に証明できる者であること。
- (4) 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中でないこと。
- (5) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置等を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (8) 第6号の「資本関係又は人的関係のある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 公告の提示場所：西部方面隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin>)
陸上自衛隊川内駐屯地 陸上自衛隊国分駐屯地 川内商工会議所

4 契約条項及び入札等参加者心得を示す場所

陸上自衛隊川内駐屯地 第364会計隊川内派遣隊契約班、西部方面隊ホームページ

5 見本提出

- (1) 場 所 : 陸上自衛隊川内駐屯地 業務隊糧食班
- (2) 日 時 : 令和6年3月13日(水) 15時00分まで

※内訳書に見本と記入している物は見本提出

見本品を提出する際、必ず「社名と見本番号」を表記すること。

6 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 : 陸上自衛隊川内駐屯地 会計隊入札室
- (2) 日 時 : 令和6年3月15日(金) 10時00分

7 落札決定方法

- (1) 予定価格の範囲以内であり、最低の価格を見積もった者を落札者とする。
- (2) 単価(消費税抜き)により決定する。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%(軽減税率対象品目については8%)に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を入札書に記載すること。

8 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 : 免除
ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額(予定数量×単価)の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金 : 免除
ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合においては、納入予定日及び数量が予定されていない場合は、「(予定数量-納入済数量)×単価」の総額(税込)、また、納入予定日及び数量が予定されている場合は、解除を申し出た日以降の「(発注済未納分+じ後の予定数量)×単価」の総額(税込)の100分の10以上を違約金として徴収する。

9 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額、入札書の氏名等が不鮮明で判別し難い入札
- (3) 郵便による入札参加者の未到着の入札
- (4) 電話、ファクシミリ等による入札
- (5) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (6) 見本判定不合格の者又は同等品の承認を受けていないもの
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

10 契約書等の作成

- (1) 落札者は、落札決定後遅滞なく契約(請)書を作成する。
- (2) 適用する契約条項
「駐屯地糧食品売買基本条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」
「単価契約に関する特約条項」

11 その他

- (1) 入札等参加者心得を確認した上で「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札致します。」「当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と余白に記入すること。
- (2) 入札参加希望者は、事前に資格審査結果通知書(全省庁統一資格)(写)を提出するとともに、糧食品規格表を受領すること。
- (3) 入札に関する委任を受ける者は、入札執行の前に委任状を提出すること。

- (4) 入札は当隊所定の入札書用紙で行うので、事前に受領すること。
- (5) 入札日時以前に入札書を直接提出する場合、又は郵便（書留）により入札書を提出する場合は、入札書を封筒に入れて、その封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「3月15日10時00分開札（うるち精米ほか101件入札書在中）」と朱書きして3月15日9時30分までに必着となるよう送達すること。なお送付後第364会計隊川内派遣隊契約班に電話すること。
- (6) 同等品による入札の場合は、事前に会計隊の契約班に同等品判定依頼書を提出し、同等品として承認を得ること。
- (7) 公告内訳又は規格書において国産を示されたものについては、生産地等が認識できる仕入れ伝票等の写しを納品時に検査官に提出し、確認を受けるものとする。
- (8) 入札日当日（郵便入札があった場合）に不調となり再度入札を行う場合は別示とする。

12 入札に関する問い合わせ先

〒895-0053

鹿児島県薩摩川内市冷水町539-2

陸上自衛隊川内駐屯地 第364会計隊川内派遣隊 契約班 担当 宮下

TEL 0996-20-3900（内線）376 FAX（内線）374

13 品名・規格に関する問い合わせ先

〒895-0053

鹿児島県薩摩川内市冷水町539-2

陸上自衛隊川内駐屯地 業務隊 糧食班 担当 俣木

TEL 0996-20-3900（内線）336